(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月六日（予備、同月七日から同月十日）の〇八〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月七日（予備、同月八日）の〇八〇〇から一三〇〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦九隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

参議院法制局

辞令

（第五部長心得）参議院法制局参事　齋藤　陽夫

第五部長を命ずる（十月一日）

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理　伊藤　忠彦
環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　伊藤　忠彦
内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる
○外務大臣臨時代理解職
同　城内　実
外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○国土交通大臣臨時代理解職
同　坂井　学
国土交通大臣中野洋昌帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（東京地方検察庁検事）検事　國井　陽平
判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上九月二十七日）
文部科学大臣秘書官　小賀　智子
願に依り本官を免ずる（九月二十八日）
文部科学大臣秘書官に任命する　小平　達也
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　川﨑　博司
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月二十九日）

人事院

○人事院総裁職務代行の終了
人事院総裁川本裕子は、海外出張中のところ、九月三十日帰朝したので、人事院総裁職務代行人事官伊藤かつらの人事院総裁職務代行は終了した

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年10月１日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間955円」を「１時間1,032円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月23日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中部地方交通審議会は、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460―8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中部運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶